

○議長 横尾 武志君

4番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。通告書に従いまして質問してまいります。

件名1、子供の見守りと居場所づくりについて。

新型コロナの感染拡大に伴い収入の減少や外出の機会の減少等により、子供たちへの虐待が心配されます。こうした中、貧困世帯や独り親世帯などを対象に食事の提供や居場所づくりを行う自治体が増え、郡内でも他の3町にこども食堂が開設されました。芦屋町でも子供の見守り・居場所づくりを強化させる必要があると考えます。

そこで要旨1、支援対象児童、見守りが必要な子供の数についてお伺いします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

健康・こども課で把握しています支援が必要な子供と世帯数についてお答えします。

平成30年度末で支援が必要な子供は32人、世帯数は17世帯。令和元年度末では子供38人、23世帯。令和2年度は11月末現在で、子供が41人、26世帯となっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

年々増加しているようですが、それでは、その支援対象児童とはどのような流れで支援対象となっていくのかをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

支援のきっかけは、乳幼児の家庭訪問であったり近所の方からの通報や、学校、保育所などからの連絡であったりするわけですが、いずれの場合も支援対象者が関係すると思われる係、例えば子育て支援の担当である子育て支援係、母子保健担当である健康づくり係、障害福祉の担当である障がい者・生活支援係、学校教育の担当である学校教育係などの職員が協議し、子供の安心・安全などを確認し、要支援者に該当するかどうかを決めています。

なお、子供の安心・安全を確認するために関係者に話を聞いたり、本人と面談したりしていますが、緊急性が高いと思われる事案などについては児童相談所に相談し、要保護の可否の決定を

令和2年第4回定例会（萩原洋子議員一般質問）

児童相談所が行っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

いろいろ取り組まれているようですが、悩みを抱えている子供には外から見ても分かりづらいといったこともあるかと思います。特にコロナ禍になり、何かアンケートなど調査ということは行われたのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

今年度3人の支援者が増えていますが、支援者の家庭環境等を確認しますと、いずれも新型コロナウイルスの感染拡大が影響しているものではございませんでした。また、子育て支援係に寄せられた相談や問合せなどにも新型コロナウイルス感染拡大に伴うものはなかったことから、今年度は特段、調査等は行っておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨2、子供の見守り・支援体制について。

今年の7月以降、全国で自殺する女性が増えているそうです。厚労省から分析依頼された団体は、「新型コロナが長期化する中で、配偶者からのDVや子育ての悩み、また経済問題などが深刻化していることが要因になっている可能性がある。」と指摘しています。この分析結果から、子供たちも何らかの影響を受けているのではないかと推察できます。

また、中・高生の自殺も増加しており、県内でも今年の9月に中学生の自殺がありました。学校では7月にいじめに関する調査アンケートを行ったようですが、いじめの報告はなかったということです。子供たちが自らの命を自分で落とす。理由は分かりませんが、子供たちは本当につらかったんじゃないかと私は思います。もしもですね、「自分の子供が」と思うと、本当に耐えられません。もしかしたら私たちの身近で起こるかもしれません。よその町で起きた他人ごとの話ではないと思いました。

そこで、町の子供の見守り・支援体制はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

令和2年第4回定例会（萩原洋子議員一般質問）

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

芦屋町には芦屋町要保護児童対策協議会が設置されており、福岡県宗像児童相談所や宗像・遠賀保健福祉環境事務所、折尾警察署、芦屋町民生委員・児童委員協議会、町内小・中学校、保育所、幼稚園、教育委員会、福祉課など14の関係機関と連携し、必要に応じてケース会議を開き、情報の共有及び支援の対策を協議しています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨3、子ども家庭総合支援拠点の設置について。

国はですね、令和4年度までに全国の市町村に子ども家庭総合支援拠点の設置を求めています。これはですね、町内の全ての子供とその家庭及び妊婦等を対象とし、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を目的にしています。つまり私は、これが設置されることでさらに子供への見守りが強化するのではないかと考えました。町は昨年、第3回定例会で設置について「今後、調査・研究を行う。」と答弁されています。

そこで、設置は大体いつ頃とかいうのは考えておられるのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

子ども家庭総合支援拠点につきましては、今、議員がおっしゃいましたように、国は2022年度までに各市町村に設置するように求めており、県に確認しましたところ、現在福岡県では、北九州市をはじめ8つの自治体で設置しているとのことでした。

芦屋町では、この子ども家庭総合支援拠点に社会福祉士や保健師等の資格を持った子ども家庭支援員を常時2名配置する必要があることから、来年度の新規採用職員として社会福祉士の募集を行いました。応募がなく、現在追加募集を行っているところです。また、保健師に児童福祉司任用資格を取得させるため、今年度、予算を計上し、2名の保健師に受講させています。

このように、現在、人材の確保に努めているところですので、子ども家庭総合支援拠点の設置時期については明確にお答えできませんが、2022年度までには設置したいと考え、現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨4、子供の居場所・見守りについて。

今年の4月に、国の二次補正予算に支援対象児童見守り強化事業が入りました。この事業は、民間団体等が支援対象児童とされる子供の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習、生活指導支援等を通じた子供の見守り体制の強化を図ることを目的としています。国は民間団体と市町村が情報共有し、適切な支援につなげることを求めています。

福岡市も、子どもの食と居場所づくり支援事業を行っています。また北九州市も、先日記事になっていましたが、12月10日から子供や高齢者の居場所づくりのためのプロジェクトを計画している認定NPO法人に対して、ふるさと納税を活用し活動支援できるようにしました。さらに、補助金等の制度がない中でも、岡垣、遠賀、水巻の3町に各1か所、NPO団体等の民間団体がこども食堂を開設しています。岡垣のこども食堂は私も見学し、そちらの方ともお話したんですが、今は教育大の学生ボランティアと子供たちがですね、一緒に宿題や外遊びをするといった子供の居場所としても機能しているというお話でした。

このように、各所で様々な子供の居場所、見守り強化の動きがあります。芦屋町でも子供の居場所づくり、見守りを目的とした事業を行う考えはないのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

昨年、町では第2期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。この計画を策定するに当たり子育て世代へのアンケートを実施しましたところ、行政に期待することの上位に、「無料で利用できる塾などの学習の支援の場を開設してほしい。」とありました。担当課としましては、子供の貧困対策を趣旨とした学習支援の場を、県の生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を活用し、設置できないかと検討しています。

このような事業を実施することで、子供の居場所づくりにも努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ただいま担当課からお話がありました無料の塾、学習支援の場が、やっぱり塾に行くお金がなかったりとかすると思いますし、コロナでお勉強がついていけない子供もいるかもしれません。

そういった取組が一步進むことは、とてもいいと思います。

ただですね、私は、なぜほかの地域で、子供の居場所づくりに民間が関わっているのだろうと考えました。行政がやってもいいんじゃないかと。そこで私が考えて出た結論としては、子供の居場所には家庭のような居心地のよさが求められているということではないかと考えました。行政が行うとどうしても公的な場所になりがちで、制約なんかが出てくるんじゃないかなと思います。子供は、おしゃべりしたり、人数が集まればふざけて暴れたり、走ったりすることもあるでしょう。家庭であれば、温かい御飯と話を聞いてくれる家族や友人、私たち大人にとってそれは本当に当たり前のことでも、居場所が必要な子供は、家庭にも、そして学校にもその当たり前の居場所がないのではないかと考えました。

私は朝、子供の登校の見守りを行っています。もしかしたら、この中に本当に温かい御飯が食べられない子、悩みを抱えた子がいるかもしれません。事実、コロナ禍になり全国的に生活福祉資金の貸付けを申し込む人が増加し、芦屋町でも3月23日から10月31日現在ですが、特例の小口資金の貸付けですね、独り親世帯を含む20の子育て世帯が貸付けを利用しました。そして、その世帯の子供の総数は48名です。また、3か月延長できる特例総合支援資金のほうも、もう申込みをされた方がですね、15世帯、子供の数が34人です。これは年内で終わりの予定でしたが、3月まで、来年まで延長されるということですので少しほっとしていますが、その後どうなっていくのかな。返済もありますし、心配しているところです。また、7月に社協のほうでも食料支援を行ったんですが、16世帯がその食料支援を「よかった。」ということで受け取られた世帯があったそうです。現在、生活改善しているかもしれませんが、今日確認したところ、お申込みもまだあっているというお話がありました。

困っている可能性のある子育て世帯がいるかもしれません。今必要なことは、子供の見守りを強化することです。安心できる居場所を整備し、そして親身になって話を聞き、そして動いてくれる人を多く増やしていくことじゃないかなと。そして、最終的にはやっぱり適切な支援につなげていくことが、地域との連携で推進できるんじゃないかなと私は思います。今後も、早急に子供の居場所づくりの体制を整え、今日、午前中も話がありましたスクールソーシャルワーカーの方とも協力して行ってですね、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

件名2、成年後見制度と死後事務委任制度について。

町内でも、認知症の高齢者が増加しております。高齢化や単身世帯の増加で、御家族の支援が受けられず財産管理等が困難になる場合があります。その支援策として成年後見制度があり、その利用促進のため、現在、芦屋町でも成年後見制度利用促進計画の策定を進めています。また今後、身寄りのない人などが亡くなった場合、葬儀、納骨などの手続等の死後事務を引き受けてくれる人が必要になる場合も想定されます。不安を抱える方が安心して相談できる窓口や制度、そ

令和2年第4回定例会（萩原洋子議員一般質問）

の周知や情報提供が必要であると考えます。

そこで要旨1、成年後見制度の内容と相談窓口、そして周知の方法についてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって、判断能力が十分でない方の権利・利益を保護するための制度です。申立てを受けた家庭裁判所の審判により、判断能力が十分でない本人を援助する人として、成年後見人、保佐人、補助人を選任します。また、本人の判断能力が不十分になったとき、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度もございます。

成年後見人等は、本人が行った法律行為に同意する権限が与えられ、成年後見人等の同意がない場合、その行為は取り消すことができます。これは同意権と呼ばれ、後見人は保佐人・補助人と比べて広い同意権が付与されています。もう一つ付与されている権利は代理権で、本人の代理として成年後見人等が契約等の行為をする権限です。なお代理権において、後見人の場合は財産に関する全ての法律行為を代理できますが、保佐人・補助人の場合は範囲が狭くなっています。

身近な相談窓口としては、これまで福祉課にある地域包括支援センターの社会福祉士が、高齢者や障害者の成年後見に関して対応してまいりましたが、本年4月から北九州成年後見センター「みると」に、成年後見制度に関する広報や利用促進、後見人支援を含め、相談機能も業務委託を開始しました。この理由としましては、北九州成年後見センター「みると」には弁護士や司法書士、税理士、行政書士、社会福祉士などの多様な専門職が所属し、法律専門職等が不足する芦屋町の状況また包括的な対応も求められることから、最適な組織であると判断したためでございます。

周知に関しましても、北九州成年後見センター「みると」に業務委託を行い、遠賀町及び岡垣町と共同で専門職への研修会、広く住民を対象にした講演会を持ち回りで開催する計画としており、前者はコロナウイルス感染症の影響から本年度は実施を見送りましたが、後者は遠賀町中央公民館で12月15日に開催することとしております。また、成年後見制度に関しては既に町のホームページで情報を提供させていただいておりますが、これらと併せ、適時広報あしやははじめ様々な機会を得て周知を図ってまいりたいと考えています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

令和2年第4回定例会（萩原洋子議員一般質問）

今、課長からも御説明がありまして、周知方法等を理解しました。

ここでお尋ねなんですけど、既に認知症が進行し御本人による申立てが難しく、また御親族のほうからも身寄りがないとかいう理由でですね、申立て手続が行えない方もいらっしゃると思いますし、また後見人に報酬が払えないということで、お手続のほうがなかなかできないという方もいらっしゃるかと思いますが、そういった方への支援はどうなっているのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

成年後見制度の場合、申立てには、申立てや登記手数料、診断書代などとして2万円前後の費用が必要となり、そのほかに鑑定費用が10万円程度必要となる場合があります。また、成年後見人が選任された場合、月々の報酬が必要となり、その目安は2万円と言われております。しかしながら成年後見制度を利用しようとする人の中には、生活保護受給者、経済的に困窮されておられる方もおられるため、芦屋町では成年後見制度利用支援事業を設けており、支援を行うことが可能となっています。

支援の内容は、親族の状況などを確認した上で、本人に代わって町長が成年後見制度の利用申立てを行うこと。また、生活保護受給者や生活状況から成年後見人へ報酬を負担することが困難であると町長が認めた場合、町が毎月の助成金を支給することもできます。町としては様々なケースを対応しておりますが、収入の少ない方のセーフティーネットとして成年後見制度利用支援事業を活用しながら、必要に応じて支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨3、私がケアマネジャーしていたときも多かったですけど、入院時の手続をする方がいらっしやなくて困ったことや、また、亡くなった後の葬儀や納骨、御自宅のお片づけなどいろんな手続があるかと思いますが、今お話に上がっています後見人ができること、できないことについてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

入院の手続とか死後事務の対応ということで、成年後見人に関連してちょっと説明させていただきます。

成年後見人は手術等の医療行為に対する同意権はございませんが、医療契約や入院契約、リネンや病衣のリース契約などは法定代理人として契約すること、加えて、支払いを行うこととなります。また成年後見人は、本人が医師の説明を受けるときには本人にできるだけ寄り添い、医師の説明を分かりやすく伝えること、介護や福祉関係者の理解を得て、本人に関する詳しい情報を医療機関に伝えること、医療契約どおり医療が行えているかを確認することも成年後見人に必要であると言われております。

次に、死後事務と成年後見人の関係について説明いたします。

死後事務とは、亡くなった後の必要な手続を指します。例えば葬儀、埋葬の手続、公的機関への届出、生前の医療費や施設使用料の支払いなど幅広くございます。成年後見人との関係で申し上げますと民法第111条第1項に、代理権は本人の死亡によって消滅すると規定され、従来は本人が死亡すれば成年後見人は何も支援できない仕組みでした。しかしながら、本人死亡後に何ら手続がなされないと施設や病院側などが困ることが多く、その他の支障もあることから平成28年4月に、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が成立し、成年後見人が行うことができる死後事務の範囲が明確化されております。

改正された民法第873条の2では、「成年後見人は本人が死亡した場合において、必要があるときは次の行為をすることができる。」とされ、相続財産に属する特定の財産の保存、弁済期が到来している債務の弁済、また、家庭裁判所の許可を得て死体の火葬または埋葬に関する契約の締結等が可能とされました。この改正によって、施設使用料や税金等の支払いの問題、火葬や埋葬の問題等が一步解決へ進み、家族の協力が得にくい場合でも成年後見制度で対応が可能となりました。死後事務については、本人の資力、親族の有無等によって準備や対応が違ってきます。また、死後事務が法で規定されておらず、民事の領域であるケースも多く、対応に苦慮する面がございます。

地域包括支援センターとしては、北九州成年後見センター「みると」や弁護士力を借りながら対応能力を向上させ、住民に寄り添い、個々具体的に組み込んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

入院や、今お話ありました手術、亡くなった後のことなど、誰もが避けては通れないことだと思います。このような制度のはざまで困る人がいることも想像し、考えていく必要があるのではないのでしょうか。例えば、水巻町では成年後見制度の相談窓口を水巻町社会福祉協議会の後見人センターに委託しているそうです。やはり、死後事務のお問合せが多いということでした。



先ほど課長からもお話がありました後見人は、亡くなった後、相続や債務、火葬、埋葬の手続きはできるということですが、実際には葬儀、納骨や自宅の片づけ、それを誰がするのかということの問題はあると思います。水巻社協さんはですね、自分のところで事業を起こすことは難しいので、民間で死後事務を行っている一般社団法人を紹介しているということでした。その法人では来年2月から保険会社を通し、預貯金の資力の乏しい方向けの死後事務委任契約を開始するそうです。この契約はですね、預貯金も身寄りもない人が安心して最後を迎えるための公的制度にならないため、これに困った現場のケアマネジャーが声を上げ、新たな社会資源を開発した事例です。

全てのサービスを公的に賄うことは難しいかもしれませんが、町もできることはあると思うのですが、死後事務、亡くなった後どうしようかといった御相談や、制度のはざまで困っているといった御相談はなかったのか。そして、この点について町としてはどうお考えかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

死後事務については本当に、死後事務というか家の片づけからですね、まさしく私自身が今直面しているところなんですけども、本当に私自身も今後、司法書士さんに相談しようか弁護士さんに相談しようかというところで今考えているところなんです。というのが、いわゆる先ほども申しましたように、公的な領域ではない民事の領域であるということなんです。それで、今議員がおっしゃられたように、水巻町ではこういうところを紹介しているというのは、それはもう見事な社会資源でございます。したがって、私どももそうやって御相談に来られた場合については、そういった情報を仕入れながらですね、御提供をさせていただきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

町はですね、成年後見制度を申立てできない方への首長申立てや、預貯金がない方への成年後見人等の報酬の助成を行いますというお話でした。もしもですね、この方たちが亡くなられたら、当然、周囲の支援が必要であろうと想像できます。今までは地域や担当のケアマネジャーが関わっていたのかもしれませんが、しかし、ケアマネジャーの職務を超えた仕事です。やはり適切な支援につなげていくことが、御本人、周囲の安心につながるのではないかと思います。この方をその部分だけではなく、やはりトータルして見ていく必要が私たち福祉の分野では必要になってくるのではないかなと思います。

令和2年第4回定例会（萩原洋子議員一般質問）

困っている人の声を聞き、地域の協力や官民連携による新たな社会資源の開発、住民への情報提供など、誰一人取りこぼさない社会を実現するため、今後、成年後見制度の利用促進で認知症の方の生活が守られ、そして制度のはざまに困っている人の支援にも取り組み、町民が安心して暮らせるまちづくりに、ぜひ課長、取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。